

早稲田大学審査学位論文(博士)の要旨
2528(2)

「博士学位申請論文概要書」

「結合企業会計の法的規制」

早 田 雅 雄



論文概要書

平成8年11月1日

岸田雅雄

論文名「結合企業会計の法的規制」(197頁、1984年、有斐閣発行)

本論文の構成と内容

I 論分趣旨

本論文は、結合企業における会計規制の問題を法律学の立場から検討を加え、立法論を展開するものである。結合企業に対する法的規制の必要性は古くから指摘されているが、現在のわが国商法上の規制は必ずしも十分なものではない。しかし現代資本主義社会における主要な経済主体が結合企業であることを考えると、その規制の必要性は論を俟たないように思われる。

高度に発達した現代の資本主義社会においては、経済主体の多くは、実質的には、個別の各企業ではなく、集団として経済的一体性を有している企業集団、あるいは親会社とその支配下にある子会社といった結合企業である。このことは単にわが国ばかりでなく、わが国と同様に高度の経済発展をとげた国々、とりわけアメリカ合衆国や、ヨーロッパの国々についてもいえることである。これらの国々においては、このような結合企業に対する法的規制として、結合企業を構成する個々の企業に対するものとは別個に、あるいはそれらと平行して、集団としての結合企業全体に対するものを持つことがある。なぜなら、個々の企業に対する法的規制は、必ずしも結合企業全体に対する規制としては有効でない場合があるからである。結合企業においては、結合企業それ自体が一体性を有することによって、個々の企業の枠組を越えた活動意思を有すると見られるからである。

結合企業に対する法的規制としては、さまざまなものがありうるが、本論文で問題としたのは、会計規制である。会計規制は、企業の財務状態を明らかにし、よって利害関係者の便宜に役立てようとするものである。およそほとんどすべての企業の行う経済活動は、会計情報として記録され、これらの会計情報は利害関係者の経営判断の重要な資料となるものである。とくに株式が公開されているいわゆる大規模公開会社においては、これらの会計規制を強く行うことが有効な企業規制の一手段となっている。また大規模公開会社の多くは結合企業でもあるこ

とから、これに対する会計規制は、法的規制としてもきわめて有効に機能するのである。

会計規制を法律的に考察するとき、明白に法的効力を有するものと、必ずしもそうでないものとがある。前者の例としては、商法、証券取引法、税法などの会計に関する規定、ならびにこれらに関する一連の命令などがあり、後者の例としては、企業会計原則、実務会計慣行などがある。このうち本論文では、主として前者について検討し、後者については前者の検討に必要な範囲で触れるに過ぎない。また本論文では結合企業に対する会計規制を主として法的側面から検討しようとするものであるが、この結合企業に対する会計規制においては、結合企業を構成する個々の企業に対する会計の法的規制ばかりでなく、全体としての結合企業に対する会計の法的規制も考えることができる。現在のわが国においては、結合企業全体に対する会計規制は必ずしも十分ではなく、本論文では、とくにこの点についてそのあるべき姿も検討しようとするものである。なお、検討の対象とする結合企業とは、わが国で通常問題とされる結合企業のことであり、支配、被支配の関係にある企業集団、すなわち一方の会社が他の会社と法律的、実質的な支配、被支配関係にある企業集団をいうものとする。

II 本論文における考察方法

本論文の考察方法は、結合企業全体に対する会計規制を、主として証券取引規制法、会社法、税法の各分野から、総合的にかつ歴史的に検討するものである。さらにその規制方法を比較法的に、すなわち諸外国の法制度と比較することによって、その内容を明らかにするものである。その際、比較の対象とするのは、主としてアメリカ合衆国のそれであるが、その他にイギリス、西ドイツ等の諸規制についても必要な範囲で簡単に検討を加えている。

このような考察方法をとるのは以下の理由による。結合企業に対する会計規制は、本来会計法規として、証券取引規制法、会社法、税法等の各会計規定によってなされるべきものであるが、それぞれの各会計規制を個別に考察するだけでは必ずしも十分な成果をあげることができない。特にアメリカにおいては、税法上の規制が証券取引規制法に、証券取引規制法の規制が会社法に、それぞれ、あるいは相互に影響を及ぼすことによって発達してきており、これらのアメリカの規制は、イギリスや西ドイツ、わが国の同様の規制にも大きな影響を与えていた。

らである。従ってアメリカにおける規制を検討することなしには、わが国における規制も十分に検討できないと思われるからである。このように歴史的かつ比較法的に考察を行った後、わが国の結合企業に対する会計規制の現状を検討し、そのあるべき姿を探ることとする。結合企業に対する会計規制の一手段としては、昭和52年4月から証券取引法上の開示制度として連結財務諸表制度が導入、採用されているが、その規制は必ずしも十分ではない。そこで日本の連結財務諸表制度一般についてアメリカ法等を参考として検討を行った後、これの商法への導入の問題を検討する。昭和56年の商法改正の際、結合企業に対する会計規制の1として、連結財務諸表制度の商法への導入の問題が検討され、これを認める法務省案が公表された。この試案は時期尚早などの理由で実現されることはなかつたが、それ以後の商法改正においては、連結財務諸表制度の商法への導入が重大な争点の一つとなっている。そこで本論文では、連結財務諸表制度の商法への導入の問題について、その方法および問題点を検討することとする。さらに、連結財務諸表制度を商法に導入する際に常に取上げられる問題として、わが国税法における結合企業に対する会計規制、特に連結納税申告制度の導入の問題についても検討する。

なお、本論文において、結合企業に対する会計規制を、証券取引規制法、会社法、税法の三分野から広く検討するが、ここで検討の対象とするのは、あくまで会計規制の法的側面である。右の各法律における会計規制はきわめて広範で、しかもその多くは、法律上の規制を受けると同時に、会計理論、あるいは会計規範上の多くの規制をも受けており、そのすべてを考察、検討することは本論文の目的ではない。本論文の目的とするのは、これらの結合企業に対する会計規制を法律的にみた場合に、規制することが要求される最小限度の問題を検討することである。それは例えば、法律上開示を要求される連結の範囲、配当制限の限度などであって、主として会計理論に委ねられ、あるいは実務会計慣行に委ねる方が望ましいと思われるものは、検討の対象とはしていない。その限度は必ずしも明確ではないが、将来的の商法改正との関連で、法律上理論的に検討すべき必要があると思うものを重点的に取り上げて考察している。

III 本論文の構成

本論文、第1章「序論」第6章「結語」を除き、第2章から第5章から構成さ

れる。

第2章「結合企業に対する証券取引規制法上の開示規制」

本章ではアメリカの連邦証券取引規制法上の結合企業に対する開示規制を検討する。本章は第1節「総説」を除き、次の5つに分られる。

第2節「アメリカにおける証券取引規制法上の開示規制」では、アメリカにおいて持株会社の栄華盛衰の中で発展してきた連結財務諸表制度の発展の跡を歴史をたどって検討する。結合企業に対する会計制度は法律的には連邦法上の証券取引規制法の発達とともに発展してきたものである。そしてこれらの法的制度の発展の背後にはこれを支える会計的思考の発展が見られることを明らかにする。一般に結合企業を適正に表示す方法として、①親会社の個別財務諸表のみを開示する、②親会社、子会社のすべての個別財務諸表を開示する。③親会社と子会社それぞれの個別財務諸表を結合した連結財務諸表を作成し、これを開示する、の3つの方法が見られるが、これらの連結方法を比較検討する。次にアメリカの会社法上の財務情報に対する開示規制の発展の跡を探る。アメリカにおいても会計規制を法的制度として行うようになったのは、それほど古いことではなく、経済の発展につれて次第にその規制が充実したものになってきたのである。しかも会計規制は法的規制だけではなく、実務慣行によっても行われてきたのであって、そのため結合企業に対する実務会計慣行の発展の跡をたどる。またアメリカでは州会社法の規制を超えるものとし連邦上のさまざまな規制が発展してきたが、その中でも最も強力かつ有効なものが、連邦証券諸法であるので、これについて連邦証券取引委員会（SEC）が行う一連の会計規制を中心にその発展の跡をたどる。

第3節「アメリカにおける結合企業に対する会計規制」では、アメリカにおける連邦証券取引規制法における会計規制を検討する。この会計規制の中では連邦証券取引所法に基づくSECの規則S-Xがもっとも重要である。そこで実務上大きな影響力を有してきた規則S-Xの結合企業規制を詳細に検討する。次に結合方法の表示法としてもっとも重要な持分法の発展の跡を検討する。最後にわが国の合併会計にも大きな影響を与えてきた結合企業の会計処理方法である持分ブーリング方式とパーチェス方式を検討する。

第4節「他の法規制への影響」では、このような結合企業に対する会計規制が及ぼした他の法規制に対する影響を検討する。

第5節「その他の国々における連結財務諸表制」では、アメリカ以外の国々の連結財務諸表制度を簡単に検討する。

第6節「わが国における証券取引法上の開示規制」ではわが国における証券取引法上の開示規制について検討する。わが国では結合企業に対する会計規制としての連結財務諸表制度は、基本的に証券取引法上の制度であるのでこれについてその問題点を検討する。

第3章「結合企業に対する会社法上の会計規制」

本章では、結合企業に対する会計規制を会社法について検討する。現代経済社会における最も重要な経済主体は、個々の企業であり、会社法は個々の企業を規制することを最も重要な目的としている。従って会社法の結合企業に対する規制は必ずしも十分なものではないが、経済の発展とともに、会社法においてもその規制の必要性が認識されるようになった。そこで本章では、わが国商法の配当規制を結合企業に関連させて、アメリカ法を参考に次の2点から検討する。第1は、配当に充てうる利益の範囲について法的規制を加え、会社資産の社外への不当な流出を防止しようとする規制配当制限条項の問題であり、第2は、何をもって配当原資とするかの問題である。本章は第1節「総説」を除き、次の2つから構成される。

第2節「アメリカ州会社法上の結合企業に対する会計処理規定の発展」では、アメリカ州会社法において配当原資としての利益剰余金が企業結合時においてどのように会計処理されてきたかを、会社法上の規定を変遷をたどることによって明らかにする。まずアメリカ州会社法上の配当規制一般について検討した後、企業結合と利益剰余金の問題について、企業結合時において利益剰余金が結合するか否かの問題を中心に考察する。さらにその後の経済の発展に伴って発展したきた連結財務諸表制度について、会社法との関連から2つの問題すなわち、第1に連結財務諸表上の連結剰余金は、そのまま結合会計の配当可能原資となるかという問題と、第2はその連結剰余金は、結合会社の最高限度額を定めたものであるかどうかという問題、を中心に検討する。この問題は基本的に、親会社は子会社に発生した利益剰余金を親会社の財務諸表に計上できるかという問題として発生し、次にこの剰余金を親会社の株主に対する配当として分配できるかという問題として論じられた。子会社の未分配利益を、親会社の財務諸表上に直接計上でき

るかという問題は、最初は結合企業における結合時の財務状態の開示として、支配会社が被支配会社の財務諸表上に投資勘定として表示する際の会計処理の問題として論じられた。その結果子会社の剰余金を親会社の財務諸表に計上できるものと認める場合は、さらにその剰余金を親会社の株主に配当できるかという問題を引き起こすこととなった。連結財務諸表が配当原資算定の基準として認められるか否かの問題は、州会社法の判例において争点となつたこともあったが、その後一部の州会社法、すなわちペンシルヴァニア、カルフォルニア州会社法では一定の要件の下で連結剰余金を配当原資とすることを認めることとなつた。このようにアメリカではきわめて限定された例ではあるが、連結財務諸表制度を開示規制に留まらせず、配当規制とする動きが出ていることが注目される。

第3節「わが国における会社法上の会計規制」では、わが国における会社法上の結合企業規制を検討する。わが国の商法では、企業結合のうち合併の場合についてのみ会計規制の規定を置くに留まり、原則として結合企業全体の会社処理に関する規定を設けていない。従ってアメリカ会社法のような規制は予定していないことを明らかにする。

第4章「連結財務諸表制度の商法導入の検討」

本章では日本の会社法上、連結財務諸表制度を導入することが可能か、可能とすればどのような問題が生ずるかということを検討する。最近においてわが国商法においても、連結財務諸表制度を導入すべきかどうかが大きな問題となりつつあるが、それが解釈論、立法論として可能かどうかを検討する。かつて昭和54年の民事局参事官室の改正試案において連結開示制度の商法導入が検討されたが、時期尚早ということで行われなかつた。しかしその際に明らかにされた試案をもとに連結財務諸表制度を商法に導入する場合の問題点を検討する。導入の方法としては、情報開示規制として導入する場合と配当規制として導入する場合がある。

第2節「開示規制としての連結財務諸表制度の商法導入」では連結財務諸表制度を開示規制として商法に導入する場合の問題点を、開示情報に関する規制と、開示方法に関する規制の両面から、従来の学説を検討してを明らかにする。

第3節「配当規制としての連結財務諸表制度の商法導入」では連結財務諸表制度を配当きせいとして商法に導入する場合の問題点を、従来の学説やアメリカでの立法例を参考にしながら検討する。

第5章「結合企業に対する税法上の規制」

本章では結合企業に対する税法上の規制を検討する。結合企業に対する会計規制を考える上で避けて通ることができない問題が、税法の問題である。税法は会計の会計規制にもきわめて大きな影響を与えているからである。そこで本章では、結合企業に対する税法上の規制を主としてアメリカ法、特にアメリカにおける連結納税申告制度を考察した後、わが国における結合企業に対する税法規制の問題点を検討する。本章は第1節「総説」を除き次の3つからなる。

第2節「アメリカ連邦税法における結合企業に対する会計規制」では、税法上の規制の会計的意義を探る。アメリカでは結合企業に対する会計規制は、法律上の会計規定よりも、その実質的部分はいわゆる一般に認められた会計原則（G A A P）によって行われている。そこで税法上の会計規制を検討する上においても、まずG A A Pと財務会計、G A A Pと税法、税務会計の関係を明らかにする必要がある。アメリカ連邦最高裁の判例や実務慣行によれば、税務会計においても原則としてG A A Pに従った会計処理が認められるが、ただ税法の規定の趣旨に反する場合にはその会計処理が認められないことが明らかにされている。

次にアメリカで広く行われ、わが国でも最近その導入が問題となっている連結納税申告制度についてアメリカでの成立と発展の跡をたどる。そして最後に現行のアメリカの連結納税申告制度の規制と実状について検討し、その制度のメリット・デメリットを明らかにする。

第3節「その他の国々における連結納税制度」では、アメリカ以外の国々の連結納税制度について概観する。

第4節「わが国税法における結合企業に対する会計規制」では、わが国の結合企業に対する税法上の会計規制を検討する。わが国には結合企業そのものを規制する連結納税制度は存しないが、結合企業に対する個別の税法規制として、親子会社間取引における無償融資問題を考察し、最後に結合企業に対する会計規制整備を検討して、わが国に連結納税申告制度を導入する場合の問題点をさぐる。

第6章「結語」

本章では全体のまとめとして、結合企業における会計規制の問題は会社法、証券取引規制法、税法の3つの規制を総合的に考察する必要性を主張する。